

No	18	事務事業評価票			所管部長等名	総務部長 木本 博明		
評価対象年度		平成23年度		所管課・係名	市民税課 市民税係			
				課長名	中村 伸也			
(Plan) 事務事業の計画								
事務事業名	特別徴収推進			「主なる事業の執行状況調」における件名又は事業名				
会計区分	一般会計							
予算の事業名	賦課徴収事務経費							
事業コード(大-中-小)	68	—	01	—	17	—	—	
施策の体系 (八代市総合計画の実施計画における位置づけ)	基本目標(章)	市民と行政がともに歩むために						
	施策の大綱(節)【政策】	①効率的・効果的な行財政の経営						
	施策の展開(項)【施策】	②財政の健全性の確保						
	具体的な施策と内容	(1)収入の安定確保						
根拠法令、要綱等	地方税法第321条の3、4及び市税条例第45条							
実施手法 (該当欄を●)	● 全部直営		○ 一部委託		○ 全部委託		法令による実施義務 (該当欄を●)	
	○ その他()						● 義務である ○ 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成23年度			終了年度	平成25年度		

(Do) 事務事業の実施									
事務事業の概要	目的	対象(誰・何を)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)						
	内容 (手段、手法等)	<p>個人住民税の特別徴収対象事業者への完全指定の実施</p> <p>・納税者(給与所得者)にとって、毎月、給与から徴収されるため、わざわざ金融機関等へ納付に向く必要がないなど、利便性の向上が図られる。 ・1年分の税額を12回に分けるため、普通徴収(原則年4回)に比べて、1回あたりの納付額の負担が緩和される。 ・特別徴収は、滞納の未然防止につながり徴収率の向上に寄与する。</p> <p>[計画] 特別徴収の対象となる事業者や給与所得者等への周知については、県と市町村が連携して、従来のお願型ではなく、周知徹底型の広報を実施していく。 ・特別徴収指定予告通知の送付 ・税理士会・商工会等の関係団体への協力依頼 ・特別徴収未実施事業者への個別訪問</p>							
事業開始時点からこれまでの状況変化等	平成23年度より特徴指定の予告通知を発送し、周知徹底を行った。(1161事業所) 平成24年度において、周知により、又税理士会の理解により、410事業所、職権で220事業所に対して特徴事業所指定を行った。								
コスト・成果指標の推移									
コスト	総事業費	単位	22年度決算	23年度決算	24年度予算	25年度見込	26年度見込	27年度見込	
	事業費(直接経費)	千円	0	0	512	0	0	0	
	財源内訳	国・県支出金	千円						
		使用料・手数料	千円			0			
		市債	千円						
		その他()	千円			0			
		一般財源	千円			512			
	概算人件費(正規職員)	千円	0	3,500	3,500	0	0	0	
正規職員	従事者数	人		0.50	0.50				
臨時職員等従事者数	人		0.00	0.00					
(もたらそうとする効果の数値化)	指標名	指標設定の考え方	単位	22年度実績	23年度実績	24年度見込	25年度計画	26年度計画	27年度計画
	① 特別徴収対象事業所の指定件数	特徴対象事業所で特別徴収を行っていない事業所について、職権で特別徴収事業所の指定を行う。	事業所	—	630	531	—	—	—
	②								
(記述欄)※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価

事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結び つきますか	A 結びつく B 一部結びつく C 結びつかない	A (現状分析等) 本事業は、効率的で効果的な行政運営の推進や市民サービスの向上につながるもので、実施する妥当性が高い。 特別徴収を実施することにより、1回あたりの納付額の負担の緩和及び市税の滞納の未然防止が図られる。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、 事業の役割が薄れていませんか	A 薄れていない B 少し薄れている C 薄れている	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当 ですか(国・県・民間と競合していま せんか)	A 妥当である B あまり妥当でない C 妥当でない	
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移し ていますか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A (現状分析等) 平成25年度に特別徴収の対象となる事業所については、特別徴収対象事業所指定の完全実施を行う予定であり、事業内容についてより一層の周知が必要である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見 直す余地はありますか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入な どにより、成果を下げずにコストを削 減することは可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A (現状分析等) 特別徴収対象の全事業所について指定を行うが、職権で指定した事業所については、課税通知書発送後、特別徴収対象事業所の指定に関する連絡が急増することが予想されるため、対応策の検討が必要である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業と の統合・連携によりコストの削減は可 能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	
	③	【人件費の見直し】 非常勤職員等による対応その他の方 法により、人件費の削減は可能です か	A できない B 検討の余地あり C 可能である	
	④	【受益者負担の適正化】 受益者負担に見直しの余地はありま すか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃 止)	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を●)	<input type="radio"/> 不要(廃止) <input type="radio"/> 民間実施 <input type="radio"/> 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) <input type="radio"/> 市による実施(要改善) <input checked="" type="radio"/> 市による実施(現行どおり) <input type="radio"/> 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 平成25年度に特別徴収対象事業所指定の完全実施を行い、次年度より新規事業所への適正な指定の徹底を実施していかねばならない。																					
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 特別徴収事業所の指定を行う場合に、各事業所の従業員の収入状況等を精査しなければならぬため、給与報告書の提出の際、普通徴収と特別徴収の指定基準の明確化及び特別徴収できない旨の理由書等を作成することにより適正な指定の徹底をおこなう。	改革改善による期待成果 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td align="center">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		○																				
	低下																						

外部評価の実施	無	実施年度
---------	---	------

決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等)
------------------	------------